

伸びる会社は、人財育成と職場環境の改善を続けている

働き方改革関連法律の実施

大きく変わる!

就労の基本ルール

早めの対応が必要です!

今年2018年6月29日、参院本議会で「働き方改革関連法案」が可決・成立した働き方改革関連の法律。実務に影響のある年次有給休暇の取得義務、労働時間の上限規制、正規・非正規社員の均等待遇などなど、実施時期で早いのは**来年2019年4月**となっています。事前に労務管理の基本ルールを変更することが求められる内容が盛りだくさん！行政の指導の内容も踏まえて、早めのルール再設計のアイデアを、一緒に考えましょう。

11月20日 (火)

18:30~20:30

先着20名様

場所 | エル・おおさか 南館 7階

大阪市中央区北浜東3-14

費用 | 1,000円(資料代含む) 当日会場にてお支払い

主催 | 社会保険労務士法人オフィスりあん

講師 | 人事・労務コンサルタント
特定社会保険労務士
産業カウンセラー
個人情報保護士 こいけ 靖子

経営者のための人事・労務スキルアップセミナー『大きく変わる！就労の基本ルール』 申込書181120

御社名			
ご参加者名		ご役職	
〒		ご質問等記入欄	
ご住所 (連絡先)	mail: _____ Tel: _____ Fax: _____		

お申し込み⇒ Fax: 06-6991-6122 又は https://www.ykroumu.com/form_019.html

お問い合わせ ⇒ Tel: 06-6991-6222 Mail: ykroumu@amail.plala.or.jp

社会保険労務士法人オフィスりあん 〒570-0095 守口市八島町1-15 コワーキング 八島6階